

2 視聴覚教材貸出手続き

市町村等で実施する研修等において使用するため、当協議会所有の視聴覚教材の借用を希望する場合は、次により借用手続きをお取りください。

■手続き

- (1) 借用を希望する視聴覚教材の利用状況について、事前に当協議会へ電話等にて確認してください。希望する期間の貸し出しが可能であった場合、「視聴覚教材等借用書」（以下「借用書」という。）を当協議会へ提出してください。なお、提出は郵送、FAX、または電子メールにてお願いします。
- (2) 提出いただいた借用書を当協議会にて確認したのち、借用を希望する視聴覚教材を借用書に記載の「5 使用責任者」あてに送付いたします。
- (3) 借用した視聴覚教材の使用が終了しましたら、速やかに当協議会へ郵送等にて返却してください。

■手続き及び使用上の注意

- (1) 借用書は、視聴覚教材を使用する日（「2 借用期間」の初日）の1週間前までに提出してください。
- (2) 借用した視聴覚教材の返却は、借用書に記載された借用期間内（「2 借用期間」の末日まで）にお願いします。
- (3) 視聴覚教材の借用にあたり、直接当協議会へ受け取りに来られる等、視聴覚教材の郵送を要しない場合は、その旨を借用書の「6 その他」欄に記入してください。

【連絡先】

山形県市町村職員研修協議会

〒990-0023

山形県山形市松波三丁目7番1号

電 話 (023) 622-2721

FAX (023) 622-2737

E-mail yamakenshu@nifty.com